

◎今回の「ゆにおん」(立命館大学教職員組合ニュース)は、組合加入に関わらず配布しています。

## 「労働基準法」「育児・介護休業法」等関連法規に基づく 「労働者の過半数代表」選出を行います。

立命館大学教職員は、「労働基準法」「育児・介護休業法」等関連法規に基づいて、衣笠キャンパス(朱雀キャンパスは衣笠キャンパスと併せて一事業所と考えます)および、びわこ・くさつキャンパスのそれぞれの事業所を単位とする「労働者の過半数代表(以下、労働者代表と言う)」を選出するため、立命館大学で働く全てのみなさんを参加対象とした取り組みを進めます。

立命館大学教職員組合は、立命館大学に働くみなさんの労働環境の改善、労働基準法および関連法規

の厳正実施を理事会に求め、これまで運動を進めてきました。その一環として労働基準法の遵守、そして組合がこれまで果たしてきた歴史的役割を今後も担っていくことが重要だという立場から、今次の労働者代表の選出に主体的に取り組みます。また、教職員組合の役割と責務という考えから教職員組合の代表者を労働者代表に推薦し、選出できるように併せて取り組みます。

### ■ 「労働者代表」選出にあたって

就業規則等や、時間外および休日労働や労働時間などを定める「労使協定」は、労働基準法上、事業主である理事会と、労働者の過半数で構成される労働組合または民主的手続きを経て選出された労働者代表との間で結ぶことになっています。

しかし、残念ながら立命館大学教職員組合は、それぞれのキャンパスの労働者の過半数を組織していないのが実態です。よって、労働基準法等で必要とする労使協定締結のために、労働者代表選出の取り組みを立命館大学で働く全てのみなさんに発議します。

そして、教職員組合として、労働者代表選出に向けて教職員組合の代表を労働者代表として推薦し、選出できるように主体的に取り組みます。これまでの教職員組合の歴史的役割と果たしてきた責務から、今後も主体的に担っていくことが重要だと判断

しているからです。教職員組合は、この間も一貫して労働者の立場に立ち、教学理念である「平和と民主主義」を実現すべくよりよい学園づくりと労働条件の改善に取り組んできました。そして、毎年春闘において教育・研究・労働条件の改善などを目指しています。これらの取り組みにおいて、組合は組合員だけの改善を求めるような運動だけではなく、組合に加入されていない労働者の条件改善も勝ち取ってきました。立命館大学で働く全てのみなさんのご理解をお願いするとともに、ご協力をお願いします。

なお、今回選出する「労働者代表」は、2006年10月1日から2007年9月30日までの間、労使協定に関する事項について、立命館大学の全労働者を代表します。

## ■ 「労働者の過半数代表」選出までのプロセス

7月18日（火）	過半数代表者選出選挙の発議
7月20日（木）	選挙管理委員会の発足
7月21日（金）～27日（木）	選出要領の公示・立候補届出受付期間 ※ それぞれの事業所（キャンパス）から立候補が一名ずつだった場合は信任投票を行います。なお、朱雀キャンパスは衣笠キャンパスと併せてひとつの事業所と考えます。
7月28日（金）～31日（月）	立候補公示
9月26日（火）～10月6日（金）	投票および選出区集会 ※ 信任投票・競争選挙に関わらず、詳細については選挙管理委員会で定めます。
10月6日（金） 18:00より	開票
10月10日（火）	開票結果の公示

## ■ 「労働者の過半数代表」の教職員組合推薦者について

教職員組合は、教職員組合の代表者が「労働者の過半数代表」として選出できるように、取り組みます。

### 《各事業所の教職員組合代表役員》

衣笠キャンパス	…	松井 かおり	副執行委員長	（法学部事務室）
びわこ・くさつキャンパス	…	斎藤 敏康	副執行委員長	（経済学部教員職場）

※ 立命館中学校・高等学校、立命館宇治中学校・高等学校、立命館慶祥中学校・高等学校、立命館アジア太平洋大学においても立命館大学に準じ、立命館アジア太平洋大学教職員組合が中心となって労働者代表選出に取り組みます。

以上、立命館大学教職員組合は、立命館大学で働くみなさんに「労働者代表」選出を提起します。

### 【参考：労働基準法関連法案（抜粋）】

（労働時間）

第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

第32条第2項 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

（休日）

第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

（時間外及び休日の労働）

第36条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について2時間を超えてはならない。

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第37条 使用者が、第33条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。